

熊谷市立生涯活動センター条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長、小 麻 哲 也

条例第 4 5 号

(別紙)

熊谷市立生涯活動センター条例

(設置)

第1条 市民活動をはじめとした市民の生涯にわたる活動（第3条において「生涯活動」という。）を支援し、及び促進するとともに、地域コミュニティの醸成及び市民と市との協働の推進を図るため、熊谷市立生涯活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊谷市立中央生涯活動センター	熊谷市石原1407番地1

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生涯活動に関する活動及び支援の場の提供に関すること。
- (2) 生涯活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (3) 生涯活動に関する企画の立案及び啓発に関すること。
- (4) 地域コミュニティの醸成及び市民と市との協働の推進に関すること。
- (5) センターの各室及び附属設備の利用に関すること。
- (6) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更するこ

とができる。

(利用の許可)

第6条 センターの各室及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項等)

第8条 市長は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

(2) 第6条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(3) 第7条の規定に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用者は、センターの施設又は設備の利用を終えたときは、速やかに、原状に復し、返還しなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又は設備を損傷したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの制限等)

第12条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者のセンターへの立入りを禁止し、又はその者に対し、退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。第19条第1項において「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることがで

きる。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条から第6条まで、第8条、第9条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

- 第14条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの公平な利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。
- (3) センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

（指定管理者の公表等）

- 第15条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第17条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第14条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第15条第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第18条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第19条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第20条 利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を利用の許可を受けたときに指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、利用料

金を後納することができる。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 市又は指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第22条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

(1) センターの管理上又は公益上の必要によって、利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設又は設備を利用することができないとき。

(3) 利用者が、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(指定の取消し等の場合における管理)

第23条 第17条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時にセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第20条第1項及び第2項、第21条並びに前条の規定を準用する。この場合において、第20条第1項中「前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第21条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者が収受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、別表（備考を除く。）中「利用料金の上限額」とあるのは「使用料」と、同表備考中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第14条第1項の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第19条関係）

熊谷市立中央生涯活動センター利用料金の上限額

名称	利用の単位	利用料金の 上限額
活動ルームA及びB	1時間	330円

活動ルーム C 及び D		2 2 0 円
活動ルーム E、F、G 及び H		1 1 0 円
和室 A 及び B		1 1 0 円
オープンサイドルーム A		4 4 0 円
オープンサイドルーム B		1, 1 0 0 円
多目的ルーム S		1 1 0 円
多目的ルーム M		2 2 0 円
多目的ルーム L		3 3 0 円
音楽ルーム A 及び B		1 1 0 円
アクティブフィールド		8 8 0 円
ロッカー小	1 個につき 1 月	2 2 0 円
ロッカー中		3 3 0 円
ロッカー大		7 7 0 円
ロッカー長		1, 1 0 0 円

備考

- 「1 時間」とは、午前 9 時から始まる 1 時間ごとの区分とする。
- 準備及び原状回復のための時間は、利用料金の計算の時間に含まれるものとする。
- 「1 月」とは、月の初日からその月の末日までの期間をいう。
ただし、月の途中の日から利用した場合又は月の途中の日まで利用した場合における 1 月未満の端数の期間については、その端数の期間を 1 月として計算する。
- 入場料若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は営利目的で利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する額とする。
- 熊谷市に居住又は通勤若しくは通学をしている者以外の利

用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。

6 前2号のいずれにも該当する場合は、規定の利用料金の100分の400に相当する額とする。

7 アクティブフィールドの利用は、身体を動かしながら行う交流活動に限る。

8 アクティブフィールドの半面を利用するときは、規定の利用料金（備考第4号から備考第6号までの規定に該当する場合にあっては、これらの規定により計算して得た額）の100分の50に相当する額とする。